名　称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域L灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・八キロメートル）
北緯　三五―三七―四二
東経　一四〇―〇〇―〇八
変更した事項
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北緯　三五―三七―三八
東経　一四〇―〇〇―二〇
変更年月日　平成二十二年一月六日

○海上保安庁告示第五十二号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年二月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域B灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約八・〇キロメートル）
北緯　三五―三七―四九
東経　一四〇―〇〇―〇八
変更した事項
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・七キロメートル）
北緯　三五―三七―四五
東経　一四〇―〇〇―二〇
変更年月日　平成二十二年一月七日
名　称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域C灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約八・〇キロメートル）
北緯　三五―三七―五四
東経　一四〇―〇〇―一三
変更した事項
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・八キロメートル）
北緯　三五―三七―五〇
東経　一四〇―〇〇―二五
変更年月日　平成二十二年一月七日
名　称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域E灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・九キロメートル）
北緯　三五―三七―五四
東経　一四〇―〇〇―二三
変更した事項
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・七キロメートル）
北緯　三五―三七―五〇
東経　一四〇―〇〇―三五
変更年月日　平成二十二年一月七日
名　称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域F灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・七キロメートル）
北緯　三五―三七―四九
東経　一四〇―〇〇―二八
変更した事項
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北緯　三五―三七―四五
東経　一四〇―〇〇―四〇
変更年月日　平成二十二年一月七日
名　称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域H灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北緯　三五―三七―四二
東経　一四〇―〇〇―一八
変更した事項
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北緯　三五―三七―三八
東経　一四〇―〇〇―四〇
変更年月日　平成二十二年一月七日
名　称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域I灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北緯　三五―三七―三八
東経　一四〇―〇〇―二三
変更した事項
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯　三五―三七―三四
東経　一四〇―〇〇―三五
変更年月日　平成二十二年一月七日

○防衛省告示第十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年二月四日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年二月十六日（予備、同月十七日及び同月十八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦　自衛艦六隻
その他
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十五号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十二年二月四日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年二月十七日（予備、同月十八日及び同月十九日）の一〇〇〇から一六〇〇まで
区域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度一〇〇〇〇フィート以下までの間
ア　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
イ　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
ウ　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒
エ　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒
実施機　次期固定翼哨戒機一機
その他
一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。